

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- サプライチェーンを支える物流の持続的・安定的な確保のために、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもと、物流の改善に取り組みます。
- 当社が中心となって創設した、中小のトラック運送事業者を中心とする会員制のネットワーク「一般社団法人 AZ-COM ネットワーク」を通じ、経営者研修やドライバー教育をはじめ、ETC 大口多頻度割引サービス、トラックや燃料等の割引販売等により、会員であるパートナー企業の付加価値向上に取り組みます。
- DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進により、サプライチェーンの連携・協働とデータ・リソースの標準化による物流の付加価値向上、輸配送に関する情報の共有化による輸配送の最適化等に取り組みます。
- 過去の災害対応における経験・ノウハウを強みとして「BCP 物流事業」を構築し、経済を支える大規模な BCP プラットフォームの提供に取り組みます。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

### ③知的財産・ノウハウ

知的財産・ノウハウに係る取引を行う場合は、「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

- 当社が制定した「パートナー企業行動ガイドライン」に基づき、サプライチェーン全体の取引先の皆様との公正な取引をはじめとし、様々な社会的責任を共に果たし、連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップの構築を目指します。
- 「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済みです。
  - ・ 取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者の手作業等での荷下ろしの削減、付帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自ら積極的に提案します。
  - ・ 物流事業者から、高速道路の利用と料金について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。

2020年9月16日

(2023年8月21日 社名変更による更新)

(2025年9月11日 更新)

(2025年12月1日 更新)

AZ-COM丸和ホールディングス株式会社

企 業 名

代表取締役社長 和佐見 勝

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。